

参 考

[根拠法令及び基準法令]

大津市老人福祉センター条例

(使用の資格)

第5条 センターを使用することができる者は市内に居住する60歳以上の者とする。ただし、市長が必要と認める者については、この限りではない。

(使用の手続)

第6条 市内に居住する60歳以上の者は、前条第1項本文の規定によりセンターを使用しようとするときは、第10条の規定に基づき、センターの管理を行う者（以下「指定管理者」という。）に申請し、利用証の交付を受けなければならない。

(使用の制限)

第7条 指定管理者は、センターを使用する者（以下「使用者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、センターの使用を制限することができる。

- ・ 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。
- ・ 営利を図る目的で使用するおそれがあるとき。
- ・ その他センターの管理上支障があると認められるとき。

大津市老人福祉センター管理運営に関する規則

(使用上の遵守事項)

第6条 センターを使用する者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 許可を得ないで、印刷物、ポスター等を配付し、又は掲示しないこと。
- (2) 所定の場所以外で飲食し、又は火気を使用しないこと。
- (3) 使用場所の整理、現状回復等を行う場合は、職員の指示に従うこと。
- (4) その他センターの管理上必要な指示に反する行為をしないこと。

※ 審査基準の内容すべてを記載することができないときは、当該審査基準が記載された図書等の縦覧をもって代えることができる。